第4編 災害復旧復興計画

【第1章 災 害 復 旧】

【第2章 災 害 復 興】

第4編 災	害復	夏旧復興計画	373	(復−1)
第1章	災害	『復旧	373	(復-1)
第1節	5 迁	A速な現状復旧の進め方	373	(復-1)
	1	災害復旧事業計画の作成	373	(復-1)
	2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	373	(復-1)
	3	災害復旧事業の実施	375	(復-3)
第2節	5 被	b 災者の生活再建等の支援	376	(復-4)
	1	被災市民等相談	376	(復-4)
	2	罹災証明書の発行	377	(復-5)
	3	被災者の精神保健対策(心のケア)	380	(復-8)
	4	市税の減免等	381	(復-9)
	5	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	381	(復-9)
	6	災害援護資金等の貸付	382	(復-10)
	7	義援金品の受付、配付	384	(復-12)
	8	被災者生活再建支援制度の活用	386	(復-14)
	9	埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	386	(復-14)
第3節	5 被	b災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援	391	(復-19)
	1	被災中小規模の民間事業者への融資	391	(復-19)
	2	被災農林漁業者への融資	392	(復-20)
第2章	災害	手復興	394	(復-22)
		夏興に関する事前の取組の推進		
第2節	5 災	〈害復興対策本部の設置	394	(復-22)
第3節	5 災	(害復興計画の策定	394	(復-22)
	1	災害復興方針の策定	394	(復-22)
	2	災害復興計画の策定	394	(復-22)
第4節	5 災	(害復興事業の実施	394	(復-22)
	1	市街地復興事業のための行政上の手続の実施	394	(復-22)
	2	災害復興事業の実施	395	(復-23)

第4編 災害復旧復興計画

第1章 災害復旧

第1節 迅速な現状復旧の進め方

災害発生後、被災状況を的確に把握し、再度の災害の発生防止や将来の災害に備えるため、 必要な施設の改良復旧の事業計画を樹立し、迅速にその実施を図る。

「迅速な現状復旧の進め方」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

	方策	担当部署
1	災害復旧事業計画の作成	関係各班
2	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成	関係各班
3	災害復旧事業の実施	関係各班

1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分調査・検討し、公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

災害復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、再度災害の防止に努めるよう関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

災害復旧事業計画の種類は次に示すとおりである。

- ア公共土木施設災害復旧
- イ 農林水産業施設災害復旧事業計画
- ウ都市災害復旧事業計画
- 工 上、下水道災害復旧事業計画
- 才 住宅災害復旧事業計画
- 力 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

2 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画の作成

市は、被災施設の災害復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部若しくは一部を負担又は援助するものについては、財政援助及び助成計画を作成して、復旧事業費の査定実施が速やかに行えるよう努める。

第1節 迅速な現状復旧の進め方

(1) 法律に基づく財政援助措置

国は、法律又は予算の範囲内において災害復旧事業の全部若しくは一部を負担又は補助する。財政援助根拠法令は、次に示すとおりである。

- ア 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- イ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ウ 公営住宅法
- 工 土地区画整理法
- オ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- カ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- キ 予防接種法
- ク 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- ケ 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- コ 水道法

(2) 激甚災害にかかる財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合には、市及び県は災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置するものとする。

ア 財政援助措置の対象

財政援助措置の対象は、次に示すとおりである。

【公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助】

- (ア) 公共十木施設災害復旧事業
- (イ) 公共土木施設復旧事業関連事業
- (ウ) 公立学校施設災害復旧事業
- (工) 公営住宅災害復旧事業
- (才) 生活保護施設災害復旧事業
- (力) 児童福祉施設災害復旧事業
- (キ) 老人福祉施設災害復旧事業
- (ク) 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- (ケ) 障害者支援施設等災害復旧事業
- (コ) 婦人保護施設災害復旧事業
- (サ) 感染症指定医療機関災害復旧事業
- (シ) 感染症予防事業
- (ス) 堆積土砂排除事業
- (セ) たん水排除事業

【農林水産業に関する特別の助成】

- (ア) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (イ) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (ウ) 開拓者等の施設の災害復旧事業等に対する補助
- (エ) 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置の特例

- (オ) 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
- (カ) 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
- (キ) 森林災害復旧事業に対する補助

【中小規模の民間事業者に関する特別の助成】

- (ア) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (イ) 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

【その他の財政援助及び助成】

- (ア) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (イ) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (ウ) 市町村が施行する感染症予防事業に関する特例
- (エ) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付の特例
- (オ) 水防資材費の補助の特例
- (カ) 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
- (キ) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
- (ク) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

イ 激甚災害に関する調査

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配置、職員の応援及び派遣等活動体制について必要な措置を行う。

復旧事業の事業費が決定され次第、速やかに事業が実施できるよう措置し、復旧事業の実施効率をあげるよう努める。

被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、 可能な限り改良復旧を行う。

また、復旧事業の実施に当たっては、緊急といえども関係住民に対して理解を得られるように努める。

なお、災害復旧工事における労働災害を防止するため、災害復旧工事現場に対し適切な 監督指導等を行う。

第2節 被災者の生活再建等の支援

大規模な災害により、多くの人々が被災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性がある。また、こうした社会の混乱は、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、市は、大規模災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、被災者の生活再建等の支援を行う。

「被災者の生活再建等の支援」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

	方策	担当部署
1	被災市民等相談	市民班、関係各班
2	罹災証明書の発行	市民班、関係各班
3	被災者の精神保健対策 (心のケア)	医療班、関係各班
4	市税の減免等	調査班、関係各班
5	災害弔慰金、災害障害見舞金の支給	福祉班、会計班
6	災害援護資金等の貸付	福祉班
7	義援金品の受付、配付	福祉班、関係各班
8	被災者生活再建支援制度の活用	統括班
9	埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用	統括班

1 被災市民等相談

(1) 相談所の開設

被災者及び被災事業者の災害からの復旧を総合的に支援するため、「市民班」及び「関係各班」は、必要に応じて「被災者相談窓口」を設置する。

被災者相談窓口は、被災者の利便性に配慮し、原則として特に被害が激甚な地区の公 共施設に設置することとし、設置が難しいときは巡回相談の形式をとる。

(2) 考慮すべき相談内容

相談内容としては、次に示す事項があげられる。

- ア 生命保険、損害保険(支払い条件等)
- イ 家電製品の取扱い等(感電、発火等の二次災害対策等)
- ウ 法律相談(借地借家契約、損害補償等)
- エ 心の悩み相談(恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等)
- 才 住宅(仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事等)
- カ 雇用、労働(失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等)
- キ 消費(物価、必需品の入手等)
- ク 教育 (学校)
- ケ 福祉 (障害者、高齢者、児童等)
- コ 医療・衛生(医療、薬、風呂等)
- サ 廃棄物 (ごみ、がれき、産業廃棄物、家屋の解体・撤去等)
- シ 税、公共料金 (郵便、電話、電気等) の特例措置
- ス 金融(生活資金の融資等)

セ ライフラインの復旧状況(電気、ガス、水道、下水道、電話、交通関係)

(3) 相談体制

ア 相談体制の確立

「市民班」は、「関係各班」の協力の下、被災者からの相談に的確に対応できる体制を確立するとともに、県の設置する相談窓口及び出張相談所と積極的に連携する。

イ 相談スタッフの充実

各種相談内容に的確に対応するために、国及び県の担当部局と連携し、必要に応じて専門家(弁護士、金融機関等の民間の専門家も含む。)の派遣を要請する。

また、弁護士、ライフライン関係者、業界団体、ボランティアにも参加してもらう 体制を必要に応じて整えるものとする。

2 罹災証明書の発行

罹災証明書は、各種被災者支援策(給付、融資、減免・猶予、現物支給等)の適用の判断材料として幅広く活用されている。

そのため、市長は、市の地域に係る災害が発生した場合、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他市長が定める種類の被害の状況を調査し、罹災証明書を交付する。

(1) 罹災証明書発行の概要

ア 罹災証明の対象

罹災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋 について、次の項目の証明を行う。

なお、家屋以外のものが被災した場合において必要があるときは、市長が行う罹災 届出証明で対応する。

- (ア) 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水
- (イ) 火災による全焼、半焼、水損

イ 罹災証明を行う者

罹災証明は、市長が行うものとし、罹災証明書の発行事務は、「市民班」が担当する。 ただし、火災による罹災証明は、児玉郡市広域消防本部消防長が行う。

ウ 罹災証明書の発行

罹災証明書は、罹災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、上記イの市長又は消防長が作成した罹災証明書をこれらの者に発行することにより行う。

工 証明手数料

罹災証明については、証明手数料を徴収しない。

オ 罹災証明の様式

罹災証明の様式は、所定の様式による。

☞【資料 13. ⑤】『り災証明書』参照

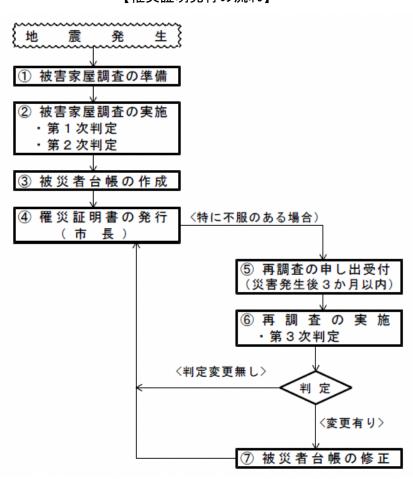
カ 被害家屋の判定基準 (上記ア.(ア)に係わるもの)

罹災証明書を発行するに当たっての家屋被害の判定は、「災害に係る住家の被害認定 基準運用指針」(平成25年6月内閣府)に基づき実施する。

(2) 罹災証明書発行の流れ

罹災証明書発行の流れは、次に示す図のとおりである。

【罹災証明発行の流れ】



ア 被害認定調査の事前準備

被害認定調査は、「調査班」及び「建築班」が実施するものとし、地震発生後、被害家屋調査のための事前準備として、次に示す項目を実施する。

- (ア) 被害地域の航空写真の撮影準備
- (イ) 事前調査の実施

調査計画を検討するため、「統括班」に収集整理された被害情報を参考に、市における被害の全体状況を把握する。

- (ウ) 調査概要の検討及び調査全体計画の策定
- (エ) 調査員の確保
 - 市職員の確保
 - ・ボランティア調査員(民間建築士等)の手配
 - ・相互応援協定を締結している市町村への応援職員派遣要請

・「調査チーム」の編成と調査地区割りの検討

(オ) 調査備品等の準備

- ・調査携帯品の調達、準備(調査票、筆記用具、携帯電話等)
- ・調査地図の用意(土地家屋現況図又は住宅地図)
- ・調査員運搬用車両の確保、手配
- ・他市町村応援職員等の宿泊所の確保

イ 被害認定調査の実施

被害認定調査は、次に示す方法で実施する。

【調査方法】

項目	内容
航空写真の撮影	関係機関が地震発生後に撮影した被災地の航空写真を入手する(適 当な航空写真がない場合には、市独自で関係業者に撮影を依頼す る。)。
第1次被害認定調査	被害家屋を対象に外観から目視調査を行う。
第2次被害認定調査	第1次調査の結果に不服のあった家屋及び第1次調査が物理的にできなかった家屋について、申し出に基づき、1棟ごとに立入調査を 実施する。
「調査チーム」の編成	▶ 2人1組で調査を実施する。▶ 調査員は、職員及びボランティア調査員(民間建築士等)とする。▶ 必要がある場合は、他自治体職員の応援派遣の要請をする。

ウ 被災者台帳の作成

被害家屋調査からの判定結果、家屋データ、地番、住居表示、住民基本台帳等のデータを集積した被災者台帳を作成し、罹災証明書発行の基本台帳とする。

エ 罹災証明書の発行

被災者台帳に基づき、市長は申請のあった被災者に対し罹災証明書を発行する。

オ 再検査の申し出と調査の実施

被災者は、罹災証明の判定結果に不服があった場合及び第 1 次調査が物理的にできなかった家屋について、地震発生日から 3 ヶ月以内の期間であれば再調査を申し出ることができる。申し出のあった家屋に対しては迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡するとともに、罹災証明書を発行する。同時に、被災者台帳及び被災に関するデータを訂正する。

なお、判定の困難なものについては、「建築班」内に判定委員会(市長が委嘱した専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等の委員で構成)を設置し、判定委員会の意見を踏まえ市長が判定する。

(3) 罹災証明書発行に関する広報と相談窓口の設置

「秘書広報班」は、罹災証明書に関する広報を行い、被災者へ周知徹底を図る。その

際には、地震後に実施される被災建物応急危険度判定と被害家屋調査の違いを心がけ、 正確に被災者へ伝達する。

また、「建築班」は、「市民班」と連携し、罹災証明書に関する相談窓口を市役所に設置し、罹災証明書の発行や再調査の受付、相談を実施する。

(4) 事前対策

罹災証明書発行の事前対策は、次に示すとおりである。

ア 被害認定調査員の登録

被害認定調査を行うための職員及びボランティア調査員(民間建築士等)を事前に 登録しておく。

イ 判定基準等の研修

民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し調査方法や判定基準等の 研修を実施する。

ウ 他市町村の協力体制の確立

災害時、応援を求める他市町村との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

エ調査携帯物品等の備蓄

日頃から「建築開発課」に、傾斜計、コンベックス(メジャー)等調査携帯物品を 備蓄しておく。

3 被災者の精神保健対策(心のケア)

被災により人々は、さまざまな精神症状に陥ることがある。

市は、その状態から被災者が精神的に癒され、生活再建の意欲を持つことができるよう、 県や各関係機関の協力を得て、速やかに的確な対策を講じるものとする。

(1) 被災後の精神症状

被災に伴う精神症状としては、次に示す事項が考えられる。

- ア 呆然自失、無感情、無表情な状態反応
- イ 耐えがたい災害体験の不安による、睡眠障害、驚愕反応
- ウ 現実否認による精神麻痺状態
- エ 家族等を失ったための、ショック、否認、怒り、抑うつ等の急性悲哀状態
- オ 被災後しばらくしても、不安、抑うつ、無関心、不眠の状態が続く、心的外傷後ストレス症候群 (PTSD)
- カ 心的外傷後ストレス症候群の中でも、自分が生き残った罪悪感により生じる、生き残り症候群や急性悲哀状態が持続した死別症候群

(2) メンタルケア

前述(1)の心的外傷後ストレス症候群等の精神症状に対して、市は、県、関係機関、専門家の協力を得て、次に示す対策をできる限り早い時期に講じるものとする。

- ア 精神科医師、保健師等による精神科救護所の設置及び巡回相談
- イ 保健福祉事務所等による精神保健相談
- ウ 小・中学校での子供への精神的カウンセリング

- エ 専門施設での相談電話の開設
- オ 情報広報紙の発行による、被災者への情報提供
- カ 指定避難所等における、被災者向けの講演会、研修会の実施

4 市税の減免等

市は、災害が発生した場合において、地方税法及び市条例に基づき、市税の減免、納期限の延長、徴収猶予、換価の猶予、滞納処分の停止等、納税額と納税時期等の緩和措置を行う。

5 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害により市民が死亡した場合、市は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号)の定めるところにより、遺族に対して災害弔慰金を、身体又は精神に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

(1) 災害弔慰金の支給

災害弔慰金の支給内容は、次に示すとおりである。

【災害弔慰金の支給】

項目	内容	
	自然災害	
	①住家が5世帯以上滅失した災害(市で大規模な被災があった場合)	
	②住家が5世帯以上滅失した市町村が県内に3以上ある災害	
対象災害	(県内で広域にわたり大規模な被災があった場合)	
N 多火古	③災害救助法が適用された市町村が県内に1以上ある災害	
	(特に大規模な被災があった場合)	
	④災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある災害	
	(都道府県を超えて特に大規模な被災があった場合)	
支給対象者	▶ 上記の災害による死亡者(3か月以上の行方不明者も含む。)	
义 和 刈 豕 伯	▶ 他市町村の区域内(県外も含む。)で災害に遭遇して死亡した者	
支給対象遺族	配偶者、父母、子、孫、祖父母(兄弟姉妹は対象としない)	
十分左	▶ 生計維持者: 500 万円	
支給額	▶ その他の者: 250 万円	
費用負担	国 1/2、県 1/4、市町村 1/4	

(2) 災害障害見舞金の支給

災害障害見舞金の支給内容は、次に示すとおりである。

【災害障害見舞金の支給】

項目	内容
対象災害	自然災害 (災害弔慰金の対象災害と同じ)
支給対象者	上記の災害により負傷又は疾病にかかり、治ったとき、精神又は身体に一定の 障害が残った住民
対象となる障害の程度	① 両目が失明したもの ② そしゃく及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの
支給額	▶ 生計維持者: 250 万円▶ その他の者: 125 万円
費用負担	災害弔慰金の場合と同様

6 災害援護資金等の貸付

災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、市は災害 援護資金の貸付を行う。

なお、資金の貸付については、この他、「生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付」 (埼玉県社会福祉協議会)及び「災害復興住宅建設・補修資金に基づく資金貸付」(住宅 金融公庫)制度があるので、市は、被災者に対して周知徹底を図る。

(1) 災害援護資金の貸付

災害援護資金の貸付内容は、次に示すとおりである。

【災害援護資金の貸付】

八日成股只並以只日			
項目	内容		
対象災害	県内で自然災害による災害救助法による救助が行われた市町村が 1 か所で もある場合、県内全市町村の被害が対象となる。		
貸付対象者	上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、世帯の年間総所得が次の金額を超えた世帯は対象とならない。 ① 世帯員が1人 : 220万円 ② 〃 が2人 : 430万円 ③ 〃 が3人 : 620万円 ④ 〃 が4人 : 730万円 ⑤ 〃 が5人以上 : 730万円に、世帯員の人数から4人を除いた者1人につき30万円を加算した額 ⑥ 住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず1,270万円		
貸付対象とな る被害	▶療養期間が1か月以上である世帯主の負傷▶住居の全壊、半壊又は家財の被害の価額が時価の1/3以上の損害		
貸付金額	① 世帯主の1か月以上の負傷 限度額 150万円		

項目	内容		
	② 家財の 1/3 以上の損害	11	150 万円
	③ 住居の半壊	"	170 万円(250 万円)
	④ 住居の全壊	"	250 万円(350 万円)
	⑤ 住居の全体が滅失又は流失	"	350 万円
	⑥ ①と②が重複	"	250 万円
	⑦ ①と③が重複	"	270 万円(350 万円)
	⑧ ①と④が重複	"	350 万円
	*()は、特別の事情がある場合	合の額	
利率	年3% ただし据置期間は無利子		
償還期間	10年とし、据置期間は、そのうち	3 年間	
費用負担	貸付原資の 2/3 を国庫補助、1/3 を	・県負担と	する。

(2) 生活福祉資金

本庄市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会と連携して生活福祉資金の貸付を予算の範囲内で行う。

生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付内容は、次に示すとおりである。

【生活福祉資金貸付制度に基づく福祉資金貸付】

項目	内容
貸付対象者	災害を受けたことにより、臨時に資金を必要とする低所得世帯
貸付限度	150 万円以内
貸付条件	▶ 償還期間:6月以内の据置期間経過後7年以内▶ 利率:無利子(連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%)
貸付対象者 住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けるに必要な資金	
貸付限度	250 万円以内
貸付条件	▶ 償還期間:6月以内の据置期間経過後7年以内▶ 利率:無利子(連帯保証人なしの場合は据置期間経過後年1.5%)

(3) 住宅復興資金

災害復興住宅建設資金に基づく融資及び災害復興住宅補修資金に基づく融資の貸付内容は、次に示すとおりである。

【災害復興住宅建設資金に基づく融資】

項目	内容	
貸付対象者	被災直前の建物価格の 5 割以上の被害を受けたもので、1 戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅を建設する者。建物と同時に宅地について被害を受け、宅地が流出して新たに宅地を取得する者に土地取得資金、整地を行う者に整地資金をそれぞれ建物資金とあわせて融資する。	
貸付限度	▶ 建設費 : 1,650万円以下▶ 土地取得費 : 970万円以下▶ 整地費 : 400万円以下▶ 特例加算額 : 510万円以下	
利率	▶ 基本融資額:年0.55%▶ 特例加算額:年1.45%(平成29年9月現在)	
償還期間	 ▶ 耐火、準耐火・木造(耐久性)35年以内 ▶ 木造(一般)25年以内 通常の償還期間に加え、3年以内の据置期間を設けることができる。 但し、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。 	

【災害復興住宅補修資金に基づく融資】

項目	内容
貸付対象者	補修に要する額が10万円以上で被災直前の建物価格の5割未満の被害を受けた者。また、補修する家屋を移転する者に移転資金、宅地に被害を受けた整地を行う者には整地資金をそれぞれ補修資金とあわせて融資する。
貸付限度	▶ 補修費:730万円以下▶ 移転費:440万円以下▶ 整地費:440万円以下
利率	▶ 年0.55% (平成29年9月現在)
償還期間	➤ 20年以内 通常の償還期間の中で1年以内の据置期間を設けることができる。 但し、借入申込日現在の申込本人の年齢(1歳未満切り上げ)に償還期間(据 置期間を含む。)を加えた年齢が80歳を超えないことが必要。

7 義援金品の受付、配付

市は、関係機関の協力を得ながら被災地のニーズを把握するとともに、義援金品の受け入れ体制を確保するとともに「義援金配分委員会」を設置し、配分計画を定める。

(1) 受付窓口の開設

市は、義援金品の受付窓口を開設し、直接義援金品を受け付けるほか、銀行等に災害対策本部名義の普通預金口座を開設し、振込みによる義援金を受け付ける。

義援金品の受付窓口は「福祉班」が担当する。

(2) 受付・募集

ア 義援金品の受付処理

義援金品の受付処理は、次表に従い実施する。

【義援金品の受付処理】

項目	内容	
義援金品の受付	義援金品の受付は、「福祉班」が行う。 受付は、原則として市が開設した窓口及び銀行振込みとする。	
受領書の発行	受領した義援金品については、寄託者に受領書を発行する。ただし、銀行口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。	
委員会への報告	「福祉班」は、義援金品の受付状況について配分委員会に報告する。	

イ 義援金品の募集

被災者に対する義援金の募集を必要とする場合は、「秘書広報班」が広報紙、報道関係機関及び災害関連支援団体等の協力を得て広報し、募集する。

なお、義援品については、被害の状況等を勘案し、被災者が必要とする物資について広く広報して募集する。

(3) 保管及び配分

「福祉班」は、次に示す事項に留意し、送金された義援金を保管し、委員会の配分計画に基づき配分する。

- ア 寄託された義援金は、被災者に配分するまでの間、義援金受付口座に預金保管する。 また、義援品については市役所庁舎に一時保管し、一般救援物資と同様に配分する。
- イ 委員会は、義援金総額や被災状況を考慮して、義援金の配分について協議し、配分基 準を定める。
- ウ 「福祉班」は、委員会が定めた配分基準に基づき、義援金を被災者に配分する。また 義援品については、自治会長等関係団体の協力を得て被災者に配分する。
- エ 寄託者が配分先や使途を指定した義援金を受け付けた場合、各配分先の責任において 処理する
- オ 被災者に対し、広報紙、自治会及び報道機関等の協力により義援金品の配分について 広報する。
- カ 義援金の収納額及び使途について、寄託者及び報道機関等へ周知広報する。
- キ 「福祉班」は、被災者への配分状況について、委員会に報告する。

8 被災者生活再建支援制度の活用

地震等の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由等により 自立した生活を再建することが困難なものに対し、被災者生活再建支援法に基づき、都道 府県が相互援助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金が支給される。

9 埼玉県・市町村被災者安心支援制度の活用

被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援制度では、同一の地域で発生した同一災害にも関わらず、一部の地域で支援制度が適用されないという地域的不均衡が生じる場合がある。

このため、県と県内全市町村の相互扶助により、被災者生活再建支援法の適用とならない地域で自然災害により被災した全壊世帯等に対して、法と同様の支援を行うこと等を柱とした独自の制度を創設し支援を行う(平成 26 年 4 月 1 日以降に発生した自然災害から適用)。

(1) 埼玉県·市町村生活再建支援金

埼玉県・市町村生活再建支援金の概要及び支給手続きは、次に示すとおりである。

【埼玉県・	市町村生活再建支援金の概要
ᆘᄱᅶᅑ	111 B1 111 /D ++ ++ × 1& 1/ 1/ V/1W. **

項目	内容		
目的	被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域において、埼玉県・市町村 生活再建支援金を支給し、被災世帯の生活再建を支援する。		
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生じる災害) ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容		
対象災害 の規模	自然災害の規模は問わない。ただし、対象は被災者生活再建支援法が適用とならなかった地域に限る。		
支援対象	住宅が全壊(全焼・全流失等)した世帯その他これに準じる程度の被害を受		

項目			内容		
世帯	けたと認められる世帯として、埼玉県・市町村生活再建支援金に関する要綱第2条第1項(2)で定めるもの 〉住宅が全壊した世帯 〉住宅が半壊し又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等やむを得ない事由により 住宅を解体した世帯 〉災害が継続し、長期にわたり居住不能な状態が継続することが見込まれる 世帯 〉大規模半壊の被害を受けたと認められる世帯 ※被災者生活再建支援法の規定と同様の内容				
支援金の額	住宅の被害程度 支給額	の場合は、各記度に応じて支 全壊 100万円 7法に応じて支 建設・購入 200万円 た後、自ら居 (又は100)万	該当欄の金額の 給する支援金 解体 100万円 給する支援金 補修 100万円 住する住宅を 円	(基礎支援金 長期避難 100万円 (加算支援金 賃借(公営	大規模半壊 50 万円 () 住宅以外) 万円
市町村	 ▶ 住宅の被害認定 ▶ 罹災証明書等必要書類の発行 ▶ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務 ▶ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付 				
県	被害状況の取りま支給申請書等の受被災世帯主へ支給被災世帯主へ支援各市町村へ本支援申請期間の延長決	領、審査(第 可否の決定通 金の支給 制度に係る負 定	知、申請受理担金の請求	市町村へ決定:	通知の写し送付

出典)埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 震災対策編」(平成26年12月)

【埼玉県・市町村生活再建支援金の支給手続】 申請書提出 申請書送付 県 負担金の請求 内 被 埼 本 (罹災証明書等の 全 支給決定通知の 必要書類添付) 災 庄 玉 市 写し送付 負担金の納付 者 市 県 町 村 Ł 支給決定通知、支援金支給(口座振込)

387 (復-15)

(2) 埼玉県·市町村家賃給付金

埼玉県・市町村家賃給付金の概要及び支給手続きは、次に示すとおりである。

【埼玉県・市町村家賃給付金の概要】

項目	内容
目的	自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯に対し、埼玉県・市町村
	家賃給付金を支給し、被災世帯の生活の再建を図ることを支援する。
対象災害	自然災害(暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の
	異常な自然現象により生じる災害)
対象災害の規	
模	自然災害の規模は問わない。
給付対象世帯	下記の特別な理由により、県又は市町村が提供し若しくは斡旋する公営住
	宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅(仮住宅)に
	入居した全壊世帯(埼玉県・市町村家賃給付金に関する要綱第3条に規定
	する世帯)。 ▶ 全壊世帯に身体障害者がおり、近隣の公営住宅等にバリアフリー住
	をがないこと。
	▶ 全壊世帯に児童又は生徒がおり、公営住宅等に入居すると通学区域
	が変更になること。
	➤ 公営住宅等に入居すると1週間に1日以上通院している、かかりつけ
	医療機関から離れ、自動車等の通院手段がなく通院が困難になるこ
	と。 ▶ 公営住宅等に入居すると全壊した住宅の所在地から離れて遠くなり、
	親族の介護、介助が困難になること。
	➤ 公営住宅等に入居すると、入居の規定により、当該自然災害発生前
	から飼育しているペットの飼育が困難になること。
	➤ その他、前各号に準じるやむを得ないと認められる理由。
給付金の額	給付金の額は、仮住宅の賃借料相当額(敷金、礼金、権利金、共益費、管
	理費等を除く。) とし、月額 6 万円を上限とする。ただし、支給対象世帯
	の世帯員が5人以上である場合には、給付金の額は月額9万円を上限とす
	る。
	支給期間は、仮住宅に連続して入居する期間とし、最長 12 月とする。
市町村	▶ 住宅の被害認定
	▶ 罹災証明書等必要書類の発行 ************************************
	▶ 被災世帯の支給申請等に係る窓口業務▶ 支給申請書等の必要書類の取りまとめ、第1次審査及び県への書類送付
 県	▶ 被害状況の取りまとめ
	▶ 支給申請書等の受領、審査(第2次)、支給の可否の決定
	▶ 被災世帯主へ支給可否の決定通知、申請受理市町村へ決定通知の写し送
	付
	▶ 被災世帯主へ給付金の支給
	▶ 各市町村へ本支援制度に係る負担金の請求 □ 申請期間のび長沙宮
	▶ 申請期間の延長決定

出典) 埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 震災対策編」(平成26年12月)

①申請書提出 ②申請書送付 県 埼 被 本 内 (罹災証明書等の 負担金の請求 ③支給決定通知 必要書類添付) 全 の写し送付 災 庄 玉 市 負担金の納付 ④給付金請求書提出 町 ⑤請求書送付 者 県 市 村 ③支給決定通知 ⑥支援金支給(口座振込)

【埼玉県・市町村家賃給付金の支給手続】

(3) 埼玉県·市町村人的相互応援

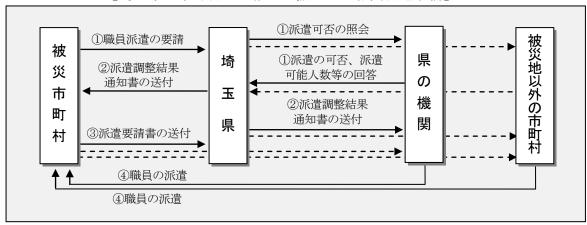
埼玉県・市町村人的相互応援の概要及び要請手続きは、次のとおりである。

【埼玉県・市町村人的相互応援の概要】

項目	内容	
目的	災害による被災市町村の迅速な応急対策及び復旧対策を応援することにより、被災者の速やかな生活の再建を支援する。	
対象災害	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害	
応援内容	被災市町村のみでは十分かつ迅速に救助、応急対策及び復旧対策を実施することが困難な場合に、必要な技術職、事務職及び技能職等の職員を被災 市町村からの要請に応じて短期間派遣するものとする。	
被災市町村 (要請市町村)	▶ 県に職員派遣の要請(派遣要請依頼書の提出)▶ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認▶ 派遣市町村又は県の派遣機関に対して派遣要請書を提出▶ 派遣職員の受け入れ	
被災地以外の 市町村 (派遣市町村)	▶ 派遣可能の可否、派遣可能職員数の回答▶ 県から派遣調整結果通知書を受領、確認▶ 要請市町村から派遣要請書を受領> 職員の派遣	
県 (統括部、支部)	▶ 要請市町村から職員派遣要請の受理、市町村又は県の機関に対して派遣の可否についての照会▶ 派遣市町村又は県の機関と派遣人数等について調整及び派遣調整結果通知書を要請市町村、派遣市町村及び県の派遣機関に送付▶ 要請市町村から派遣要請書を受領▶ 県の派遣機関による職員の派遣	

出典)埼玉県防災会議「埼玉県地域防災計画 震災対策編」(平成26年12月)

【埼玉県・市町村人的相互応援による職員派遣手続】



第3節 被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建支援

災害に見舞われた被災中小規模の民間事業者、農林漁業者に対しては国等による各種の融資制度があり、市は、災害発生後、これらの融資制度の適用条件等について確認のうえ、被災した事業者に対して周知徹底を図る。

「被災中小規模の民間事業者、農林漁業者の再建等の支援」は、次の方策及び担当部署をもって実施する。

	方策	担当部署
1	被災中小規模の民間事業者への融資	商工班
2	被災農林漁業者への融資	農政班

1 被災中小規模の民間事業者への融資

被災した中小規模の民間事業者への融資の概要は、次に示すとおりである。

【県制度融資の貸付:経営安定資金(災害復旧関連)】

項目	内容		
融資対象	県内の被災中小規模の民間事業者であって、次の各号に該当するもの(組合含む。) ▶ 原則として引続き1年以上同一事業を営み事業税を滞納していない者 ▶ 保証対象業種に属する事業を営む者 ▶ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、市町村長の認定を受けた者又は災害の影響を受け、市町村の罹災証明を受けた者		
融資限度額	▶ 設備資金5,000万円(組合の場合 1億円)▶ 運転資金5,000万円(組合の場合 6,000万円)		
	使途	設備資金及び運転資金	
	貸付期間	設備資金10年以內 運転資金7年以內	
融資条件	利率	大臣指定等貸付 年 1.0%以内 知事指定等貸付 年 1.1%以内 (平成 29 年 10 月現在)	
(担保	金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める	
	保証人	個人 原則として不要 法人 原則として代表者以外の連帯保証人は不要	
	信用保証	埼玉県信用保証協会の信用保証を付する	
償還方法	元金均等月賦償還 据置期間2年以内		
申込受付場所	▶ 中小規模の民間事業者は商工会議所及び商工会▶ 中小規模の民間事業者組合は埼玉県中小企業団体中央会		

2 被災農林漁業者への融資

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資及び埼玉県農業災害対策特別措置条例等により融資する制度の啓発に努める。

(1) 天災融資法に基づく資金融資

天災融資法に基づく資金融資の概要は、次に示すとおりである。

【天災融資法に基づく資金融資の概要】

項目	内容		
貸付の相手方	被災農林漁業者		
貸付対象事業 資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜又は家きん、薪炭原木、しいたけるだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油の購入、漁船の建造又は取得、労賃、水利費、共済掛金(農業共済又は漁業共済)の支払い等		
貸付利率	年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 (具体的な適用金利については、天災融資法の発動の都度定められる。)		
償還期限	3~6年以内(ただし、激甚災害のときは4~7年以内)		
貸付限度額	市長の認定した損失額又は 200 万円 (一般) のいずれか低い額 (激甚災害のときは 250 万円)		
融資機関	農業協同組合、森林組合又は金融機関		
担保	保証人		
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの		

(2) 日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資

日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金融資の概要は、次に示すとおりである。

【日本政策金融公庫資金・農林漁業セーフティネット資金の概要】

項目	内容	
期間	10年(据置3年以内を含む。)以内	
貸付利率	年 0.2% (平成 29 年 12 月 20 日現在)	
貸付限度額	①特認年間経営費の 3/12 以内(簿記記帳を行っており特に必要と認められる場合) ①以外の場合:600万円	
担保	連帯保証人又は担保	

(3) 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要は、次に示すとおりである。

【埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資の概要】

項目	内容
貸付の相手	市町村の認定を受けた被害農業者
資金使途	種苗、肥料、飼料、薬剤、家畜、蚕種等の購入資金、ビニールハウス、その他プラスチックハウス、ガラス室、果樹だな、蚕室、畜舎、放牧施設、畜産物の調整施設、きのこ栽培施設、養魚施設、農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫、農業用生産資材製造施設、作業所の復旧に必要な資金等
貸付利率	0%(県 0.45%、市町村 0.45%の利子補給後)(平成 28 年 10 月 20 日改定)
償還期限	6年以内(据置1年以内)
貸付限度額	市町村長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額
融資機関	埼玉県内の各農業協同組合等
担保	埼玉県農業信用基金協会の機関保証または保証人 (1人以上)
その他	当該市町村の被害認定を受けたもの

(4)農業災害補償

農業災害補償の概要は、次に示すとおりである。

【農業災害補償の概要】

項目	内容		
支払の相手	当該共済加入の被災農家		
農業共済事業対象物	農作物(水稲:25a以上(秩父地域は20a以上)当然加入、陸稲:10a以上当然加入、麦10a以上当然加入)、果樹(ぶどう、なし:5a以上)、園芸作物(園芸施設、附帯施設、施設内農作物)、畑作物(スイートコーン、大豆、茶、蚕繭)、家畜(乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚)、建物、農機具		
支払機関	農業共済組合		

第2章 災害復興

大規模災害により地域が大きく被災し、市民生活や社会経済活動に甚大な障害が生じた場合には、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。

事前に復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう手続等の検討を行い準備するとともに、復興に際しては、被災前から地域が抱える課題を解決し、都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する中長期的な復興計画を作成し、市、県及び関係機関が緊密な連携を図りながら、再度災害の発生防止とより安全・快適な生活環境を目指し、復興事業を推進する。

第1節 復興に関する事前の取組の推進

市は、早期の復興を実現するため、復興方針や復興計画が速やかに策定できるよう、あらかじめ復興手続等について検討を行い、必要に応じて復興プラン等を策定する。

第2節 災害復興対策本部の設置

市は、被災状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合は、市長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

第3節 災害復興計画の策定

1 災害復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員により構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

2 災害復興計画の策定

市は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。

計画では、市街地復興に関する計画、産業振興に関する計画、生活復興に関する計画及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第4節 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

市街地復興事業のための行政上の手続の実施に当たっては、発災直後から1週間程度を 目安とし、建築基準法第84条による建築制限や被災市街地復興推進地域の都市計画決定 を行う区域の建築物被害状況を把握・調査する必要があり、当該業務の実施のための体制 を整備する。

(1) 建築基準法第84条建築制限区域の指定

市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条による建築制限区域の指定を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定による被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域の指定は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

2 災害復興事業の実施

市は、災害復興に関する専管部署を設置し、当該部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

市は、地域の復興を迅速に行うため、あらかじめ、復興手続きについて検討を行う。